

# 静岡県卓球協会表彰規程

令和2年5月17日 制定

## (総則)

第1条 静岡県卓球協会（以下本会という）会則第28条の規定に基づき、表彰に関しこれを規定する。

## (対象)

第2条 表彰は、本会の発展並びに卓球界のために貢献、功績、功労のあった個人および団体を対象とする。

## (種類)

第3条 表彰は次の二種類とする。

- (1) 表彰状
- (2) 感謝状

## (表彰状授与の選定基準)

第4条 本会の構成員で、次の各号の一つに該当するときは、表彰状を授与し、これを表彰することができる。

- (1) 日本を代表してオリンピック、世界選手権大会、アジア競技大会、アジア選手権大会にて、優秀な成績を残した者
- (2) 日本卓球協会が主催する全国大会（全国ラージボール大会は除く）、全国高等学校総合体育大会、全国中学校総合体育大会又は国民体育大会において1位となった者
- (3) 本会の理事会において、特に表彰に価すると認められた者

## (感謝状贈呈の選定基準)

第5条 本会の構成員等で、次の各号の一つに該当するときは、感謝状を贈ることができる。

- (1) 本会の役員として、多年にわたりその職務に精励し、本会の発展に功労のあった者
- (2) 支部の役員として、多年にわたりその職務に精励し、加盟団体の発展に功労のあった者
- (3) 公認審判員等の資格を有し、多年にわたりその職務に精励し、本会の発展に功

労のあった者

- (4) 公認スポーツ指導者資格を有し、多年にわたりその職務に精励し、本会の発展に功労のあった者
- (5) 本会、または支部を賛助し、その功績が顕著な者
- (6) 本会および支部の事業を協賛し、事業の発展並びに卓球界に多大の貢献があった者
- (7) 本会の事業を通じ、特別の貢献があり、次の各項に該当する者
  - ① 多額の寄付を寄せられた団体及び個人
  - ② 本会が主管する各種全国大会等において、開催地元として特別の貢献があった団体及び個人
  - ③ 競技力向上のための強化合宿、合同練習等で積極的な支援、協力を寄せられた団体及び個人
  - ④ 審判、指導に貢献した団体及び個人

(申請)

第6条 本会の会長、理事長、事務局長、支部、各委員会、関係団体は、本規程第4条及び第5条に該当すると認めるときは、別に定める様式により推薦理由を付し申請する。

(選考審査および決定)

第7条 被表彰者は、三役会において審査し、決定する。

2 表彰等を行うにあたって、副賞または記念品を贈ることができる。

(時期)

第8条 表彰および感謝状の贈呈は、必要に応じ随時本会会長名によってこれを行うものとする。但し、支部に委嘱し、支部毎に表彰式を行うことができる。

(回数)

第9条 感謝状は特別な場合を除き、原則として1回とする。

附 則

本規程は、平成30年4月1日より適用する。